

# 宮古島市教職員働き方改革推進プラン

令和 5 (2023) 年 4 月改訂  
宮古島市教育委員会 教育長決済

## I 基本的な考え方

### 1 目的

- (1) 本市の教職員一人一人が充実した教職生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスを重視し、働きやすい勤務環境を整える。
- (2) 教職員が本来の業務に集中できる時間、児童生徒と向き合うための時間を十分に確保し、質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境を整える。

### 2 達成目標

教職員の学内総勤務時間を縮減するため、時間外勤務の削減目標を以下のとおり設定する。

令和 5 (2023) 年度までに月 80 時間を超える時間外勤務を行う教職員がゼロとなるよう取り組む。

※「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」における達成目標に準ずる。

〔本市教職員の勤務実態〕

◇令和 4 年度宮古島市立 **小学校** 時間外勤務月 80 時間以上

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
人数	5	4	8	2	0	1	4	1	1	0	3	11	3.3
割合	1.5	1.2	2.4	0.6	0	0.3	1.3	0.3	0.3	0	1.0	3.6	1.0

◇令和 4 年度宮古島市立 **中学校** 時間外勤務月 80 時間以上

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
人数	10	4	7	6	3	1	6	6	2	8	7	5	5.4
割合	4.5	1.8	3.1	2.7	1.4	0.5	2.9	2.9	1.0	3.8	3.4	2.4	2.5

### 月 80 時間を超える時間外勤務について

平成 22 年 5 月 7 日付け、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準」によれば、1 か月当たりおおむね 45 時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まること、また発症前 1 か月間におおむね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

《参考 URL》（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040325-11a.pdf>

### 3 教職員の勤務時間の上限の日安時間

勤務時間の上限については、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（令和2年3月27日沖縄県教育委員会）に従い、以下の通り設定します。

#### (1) 「勤務時間」の考え方

- ① 「勤務時間」については、基本的には教育職員が校内に在校している在校時間を対象とする。
- ② 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。
- ③ 校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらの時間を総称して「在校等時間」とし、対象となる「勤務時間」とする。

※客観的な時間外勤務状況把握のための出退勤システムに打刻を要する「在校等時間」についての詳細は、別添の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A（令和2年7月時点）」抜粋（問8から問14）及び解説資料をご確認ください。

#### (2) 上限の日安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」（昭和47年5月15日沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）等で定められた勤務時間（1日あたり7時間45分）の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間が総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

#### (3) 特別的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合について、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定めら得た勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

## Ⅱ 具体的な取組内容

本推進プランにおいて、以下の4点を取組方針として教職員の業務改善に取り組んでいきます。

### 1 学校運営体制の改善

- 出退勤システムの導入・・・客観的な時間外勤務状況の把握と改善への取組
- 学校閉庁日及びリフレッシュウィークの設定・・・児童生徒が夏季休業中の8月第2週に設定
- 週1回の定時退勤日の奨励・・・時間外勤務の縮減を図るため、ノー残業デーの設定
- 教師の意識改革・・・働き方改革に関する学校経営方針へ位置づけ

### 2 学校業務の改善

- 学校行事の精選、行事の見直し・・・育みたい資質・能力に応じて行事等の持ち方を見直す
- 会議等の効率化・・・ICTを活用した情報共有の効率化
- 学校事務の共同実施の推進・・・学校事務共同実施による事務処理の適正化、迅速化を図る
- 学校や教師が担う業務の整理・・・業務の役割分担と適正化に向けた取組

### 3 教育委員会による支援

- 教職員の健康管理・・・全教職員対象のストレスチェックの実施
- 管理職等への研修
- 研修に係わる事業等の見直し・・・教育事務所と連携した合同研修会等の実施
- スクールサポートスタッフ配置の取組・・・12学級以上の学校（県への申請）
- 学習支援員等の増員

### 4 部活動の在り方の見直し

- 適切な休養日及び活動時間の設定
- 外部指導者・部活動指導員の積極的な活用
- 休日における部活動の段階的な地域移行・・・国、県のガイドライン等を参考にした取組
- 指導者研修会の実施

※「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」を参考に取り組む。

※宮古島市教育委員会と宮古地区小・中学校校長会と連携した取組とする。